# 3 未来を支える医療・福祉の充実

# (1) 医療提供体制の充実と健康づくりの推進

### <医療提供体制の充実>

### 〇医師確保関係事業 (医療整備課)

1,016,800千円 (R3 1,014,680千円)

地域医療を安定的に提供するため、医師の確保と県内への定着を図ります。

「事業内容]

# 1 医師修学資金貸付事業 674,400千円

医師確保を図るため、大学在学中の医学部生に対して修学資金を貸し付けます。 [貸付コース]

①長期支援コース 510,000 千円

貸付対象:県内の大学医学部、県外の大学医学部(知事の指定する大学に限定)の学生

貸付月額:国公立大学15万円、私立大学20万円

②ふるさと医師支援コース 162,000 千円

貸付対象: 県外の大学医学部の学生(大学の限定なし)

貸付月額:一律15万円

③産科医志望加算枠 2,400 千円

貸付対象:①及び②の貸付者のうち将来的に産科医を希望する4年次以上の学生

(山武長生夷隅医療圏などの産科医の不足する医療圏への就業が条件)

加算月額:一律5万円

### 2 ちば若手医師キャリア形成支援事業 32,600千円

地域で働く医師の確保と派遣される医師のキャリア形成の両立を図るため、診療科別 コースの策定や専門研修指導医の派遣等を実施します。

- ①診療科別コースの策定 15,600千円
- ②専門研修指導医の派遣 14,700千円
- ③専門研修医を呼び込むためのセミナーの開催 2,300千円

#### 3 医師キャリアアップ・就職支援センター事業 51,800千円

若手医師の県内定着を図るため、医師キャリアアップ・就職支援センターを設置し、 医師のキャリア形成支援や就業支援に向けた情報提供や相談業務、医療技術研修を実施 します。

# 4 医師少数区域等医師派遣促進事業 125,000千円

医師の地域偏在改善や地域医療の基盤を支える医療機関の医師不足を解消するため、医師に余裕のある医療機関が医師少数区域等の医療機関に医師を派遣する場合に助成します。

[補助基準額] 医師1人あたり1,250千円/月(上限)

[負担割合] 県2/3、派遣先医療機関1/3

# 5 産科医・女性医師等の就労支援促進事業 133,000千円

産科医・助産師に支給される分娩手当や出産・育児等による女性医師の離職防止・復職 支援の取組に対し助成します。

# 〇保健師等修学資金貸付事業 (医療整備課)

396, 925千円 (R3 393, 553千円)

地域医療に従事する看護師等の確保対策を強化するため、看護師等養成所などの学生のうち、 卒業後県内に就業しようとする者に対して修学資金を貸し付けます。

[貸付対象] 看護師等養成所などに在学する者で、将来県内において看護師等の業務に従事 しようとする者

「貸付枠]590名(うち特別枠20名)

[貸付額] 看護師・保健師 月額 民間立18,000円、公立16,000円

准看護師 月額 民間立10,500円、公立 7,500円

特別枠※ 月額 36,000円

※香取海匝医療圏・山武長生夷隅医療圏の病院・診療所への就職を希望する場合

# 〇地域医療教育学講座設置事業【新規】(医療整備課)

31,700 千円

地域医療を目指す医師を育成・確保するため、千葉大学医学部に寄附講座を設置し、医学生に対して地域医療に係る講義・臨床実習を行うとともに、実習や研修を受け入れる地域の病院に勤務する医師に対して指導等のスキルアップを図るための教育を行います。

### 〇看護師特定行為研修等支援事業【新規】(医療整備課)

7.500 千円

在宅医療の推進等のため、医師の判断を待たずに、点滴や人工呼吸器の調整、感染者への 臨時の薬剤投与などを行える看護師を養成する医療機関等に対し、研修費用を助成します。

[対象施設] 病院、診療所、訪問看護ステーション

[対象経費] 対象施設が費用負担した特定行為研修又は認定看護師教育に係る研修受講料等 「補 助 率 ] 1/2

[上限額] 受講者1人あたり750千円

# ○救命救急センター運営費補助、施設設備整備費補助(医療整備課)

1,266,891千円 (R3 1,072,642千円)

救命救急センターの運営費及び施設設備費に対して助成します。

### [事業内容]

# 1 運営費補助 890,012千円

[対象施設] 救命救急センター 8 病院[補 助 率] 2/3 (国1/3、県1/3)

### 2 設備整備費補助 376,879千円

[補助率] 2/3 (国1/3、県1/3)

# 〇ドクターへリ運営事業(医療整備課)

569,704千円 (R3 501,978千円)

救命救急センターに常駐するドクターヘリの運航に要する経費に対し助成します。

「補助率」10/10(国1/2、県1/2)

「補助先」日本医科大学千葉北総病院、君津中央病院

### 〇救急安心電話相談事業 (医療整備課)

26, 154 千円 (R3 26, 154 千円)

県民が地域で安心して暮らせる環境を整備するとともに、不要・不急の受診を減らし、救急 医療体制の負担を軽減するため、看護師や医師による夜間・休日の電話相談を実施します。

### [業務内容]

相談員の配置 看護師2人以上及びバックアップ医師1人以上

相談日時 月~土:午後6時~午前6時

日祝日:午前9時~午前6時

# 〇小児救命救急センター運営費補助(医療整備課) 141,076千円(R3 141,076千円)

重篤な小児救急患者の救命率向上を図るため、全県を対象に全ての重篤な小児救急患者を 365日24時間受け入れることのできる小児救命救急センターの運営費に対し助成します。

[対象施設] 東京女子医科大学八千代医療センター

「補助率]2/3(国1/3、県1/3)

# 〇小児二次救急医療対策事業 (医療整備課) 123,936千円 (R3 125,006千円)

毎夜間・休日における小児救急患者に係る救急医療体制を確保します。

#### 「事業内容」

1 小児救急医療拠点病院運営事業 90.108千円

[対象施設] 小児二次救急医療拠点病院 3施設

[補 助 率] 2/3

「補助基準額] 1 病院当たり 46,227 千円

2 小児救急医療支援事業 33,828千円

[対象施設] 小児二次救急支援病院 3市1組合

「補助率]1/2

[補助基準額] 休日昼間及び夜間 26,310 円×診療日数

電話相談実施加算 14,838 円×診療日数

### 〇小児救急電話相談事業(医療整備課)

84,000 千円 (R3 84,000 千円)

夜間の小児の急病時に保護者等の不安を解消するとともに、不要・不急の受診を減らし、 小児救急医療体制の負担を軽減するため、看護師や小児科医による夜間電話相談を実施します。

[委 託 先] (公社) 千葉県医師会

#### [業務内容]

相談員の配置 看護師 2~3人、小児科医1人

相談日時 午後7時~午前6時(毎日)

# 〇周産期医療施設等運営費補助、施設設備整備費補助 (医療整備課)

1,043,314千円(R3 1,049,072千円)

妊娠・分娩時の母子の安全を確保するため、周産期医療施設の運営費及び設備整備費に 対して助成します。

#### 「事業内容〕

# 1 運営費補助 996,470千円

[補助率] 2/3 (国1/3、県1/3)

[補助先] 総合周産期母子医療センター 3病院、地域周産期母子医療センター 8病院

# 2 設備整備費補助 46,844千円

[補助率] 2/3 (国1/3、県1/3)

# 〇周産期医療ネットワーク事業 (医療整備課) 21,952千円 (R3 21,911千円)

周産期における妊婦の救急搬送体制を確保するため、総合周産期母子医療センターに オペレーターを配置し、24時間体制で受け入れ可能な病院情報を収集し、救急医療を必要と する妊産婦の搬送先の調整を行います。

# 〇病院内保育所運営事業 (医療整備課)

400,000千円 (R3 400,000千円)

看護師等の県内定着や再就業を支援するため、医療機関が運営する保育施設の運営費に助成 します。

「対象施設」県内医療機関 90施設

「補助率]2/3等

# 〇看護師等養成所運営費補助 (医療整備課)

332, 245 千円 (R3 335, 647 千円)

看護師等の確保を図るため、看護師等養成所の運営費に対して助成します。

「対象施設] 国公立以外の看護師等養成所(15 校・17 課程)

[対象経費] 専任教員給与費、生徒用教材費、事務職員給与、図書費、維持補修費 等

[補助率] 課程、学生数等に応じた定額

# 〇(仮称)千葉県総合救急災害医療センター施設整備事業(経営管理課)

4,932,343千円 (R3 3,130,493千円)

【特別会計病院事業】

建物の老朽化・狭隘化が進んでいる救急医療センター及び精神科医療センターを統合して 一体的に整備し、併せて精神保健福祉センターを同一施設内に整備するため、建設工事を行い ます。

[整備概要] 新病院建設(延床面積 約22,000 ㎡、病床数150 床)

工期 (予定): R2~5 年度

#### 「事業内容〕

·建設工事 4,902,936千円

継続費設定 21,433,000千円 (R2~5年度)

年 度	事業費 (千円)	主な内容
2 年度	0	入札・契約
3年度	3, 099, 000	建設工事 (建築、電気設備)
4年度	4, 902, 936	建設工事(建築、電気・機械設備)
5年度	13, 431, 064	建設工事 (建築、電気・機械設備)、医療機器等整備

・新病院開設準備支援事業 29,407 千円

新病院開院に伴う医療情報システムの構築や医療機器その他備品等の調達、院内に おける業務委託の検討、移転計画の策定等を行います。

# 〇地域中核医療機関整備促進事業 (医療整備課)

334, 320 千円

地域医療提供体制の確保を図るため、地域の中核的医療機能や救急・小児・がんなどの特殊 医療機能を担う医療機関の整備に対し助成します。

[対象施設] 公的医療機関

「対象事業」地域の中核医療施設・特殊医療施設の新築・増改築

「補助率]1/3

[補助先] さんむ医療センター

# 〇遠隔医療設備整備事業 (医療整備課)

10.769千円 (R3 8.500千円)

医療の地域格差を解消し、医療の質を確保するため、情報通信技術を活用した遠隔医療の 実施に必要な設備整備に対して助成します。

[補助基準額] 遠隔画像診断装置

支援側医療機関 16,390千円 (上限)

依頼側医療機関 14,855千円(上限) 等

「補助率]1/2(全額国庫)

# 〇在宅難病患者一時入院等事業【一部新規】(疾病対策課)

16,698千円 (R3 16,698千円)

在宅の難病患者が安定した療養生活を送れるよう、家族等が病気や休息等により介護できない場合に一時的に入院するための病床を確保するとともに、新たに訪問看護を実施します。

#### 「事業内容]

1 一時入院事業 9,658 千円

[実施方法] 病院に委託

[入院日数] 原則 20 日以内(必要と認められる場合は最大1か月まで延長可)

2 在宅レスパイト事業【新規】 7,040 千円

[実施方法] 訪問看護事業所へ委託

[利用時間] 1か月あたり4時間以内(年間4か月まで)

# 〇病院事業会計負担金(健康福祉政策課) 15,270,474千円(R3.9補正後 14,591,432千円)

県立病院が良質な医療を安定的に県民に提供していくために必要な経費を負担します。

- 1 収益的収支(3条予算) 13,687,224千円
- 2 資本的収支(4条予算) 1,583,250千円

# [参考:令和3年度2月補正予算案計上事業]

### 〇病院事業会計への長期貸付金 (健康福祉政策課)

1,000,000 千円

病院事業会計では、平成26年度以降赤字が続いていることから、今年度、改革プランを新たに作成し、更なる経営改善に努めているところですが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、今年度末時点で10億円の資金不足となることが見込まれています。このため、一般会計から、長期貸付を行うことにより支援します。

# <生涯を通じた健康づくりの推進>

# 〇がん対策事業 (健康づくり支援課)

207, 403 千円 (R3 201, 347 千円)

「千葉県がん対策推進計画」に基づき、がん予防から早期発見、質の高いがん医療の提供や 緩和ケアまで総合的かつ計画的ながん対策を推進します。令和4年度は、がん検診の受診率 向上を図るため、職域検診の実態調査や新成人への啓発に新たに取り組みます。

[主な事業]

1 がんの予防・早期発見推進事業

8,551千円 (R3 3,141千円)

がん発見技術の向上を図るため、がん検診に携わる医療従事者に対して研修を実施する とともに、県民に対し、がん検診の重要性を周知します。

2 地域統括相談支援センター事業

6,746千円 (R3 6,929千円)

がん経験者であるピアサポーターを通じた相談支援の充実を図るため、ピアサポーター の養成や活動支援を行います。

3 緩和ケア推進強化事業

3,418千円 (R3 3,418千円)

緩和ケアを希望するがん患者やその家族のため、医療・介護従事者との意見交換会の 実施や医療機関等の情報提供、緩和ケアに取り組む高齢者施設等への支援等を実施します。

4 地域がん診療連携拠点病院等機能強化事業 145,000千円 (R3 145,000千円)

地域がん診療連携拠点病院等が行う病院間のネットワークづくりや相談支援、普及啓発、 医療従事者への研修の実施等に係る費用に対して助成します。

「基準額]地域がん診療連携拠点病院 15,000千円

地域がん診療病院 10,000千円

5 小児・AYA世代がん患者等支援事業 22,613千円 (R3 21,000千円)

小児・AYA世代のがん患者等が、将来に希望を持ってがん治療等に取り組めるよう、 妊孕性温存療法に対する助成を実施するとともに、関係医療機関や行政とのネットワーク 構築やがん診療従事者等の人材育成を行います。

「妊孕性温存療法の助成上限額」

胚(受精卵)凍結350千円、未受精卵子凍結200千円、卵巣組織凍結400千円、 精子凍結25千円、精子凍結(精巣内精子回収)350千円

# 〇在宅歯科·口腔保健推進事業(健康づくり支援課) 63,276 千円(R3 62,989 千円)

地域における在宅歯科診療や口腔保健の普及向上を図るため、医療機器の整備に対する助成 や地域包括ケア歯科医療連携室の設置、歯科衛生士等の人材確保、育成等を実施します。

### [主な事業]

### 1 在宅歯科診療設備整備事業 30,000 千円

病院又は診療所の開設者が、在宅歯科診療を実施するための設備整備に対し助成します。

#### • 基本設備

「補助率]2/3

#### •安全設備

「補助率]1/2

### 2 地域包括ケア歯科医療連携室整備事業 4,861 千円

・在宅歯科診療を希望する患者等の相談窓口の開設、在宅歯科診療を担う歯科医師育成 のための研修会 等

### 3 歯科・口腔保健に携わる人材の確保・育成 14,385 千円

- ・障害児への摂食嚥下指導やがん患者をはじめとする有病者に対する歯科治療等に 関する歯科医師等への研修
- ・摂食嚥下や口腔ケアに関する多職種連携や人材育成に関する研修
- ・難病患者等の歯科医療を担うことのできる専門的知識や技術を習得した歯科医師を 養成するための研修
- ・未就業の歯科衛生士の復職支援研修、就業中の歯科衛生士に対する研修 等

#### 4 口腔機能維持向上普及啓発事業 5,000 千円

高齢者の口腔機能の低下防止を図るため、県民向けの啓発イベントなど、口腔機能維持の普及啓発を行います。

# 〇自殺対策推進事業 (健康づくり支援課)

140,760 千円 (R3 95,800 千円)

自殺による死亡率の減少を図るため、相談支援体制を確保するとともに、普及啓発を実施します。

# 1 県実施事業 60,760千円

[主な事業]

・自死遺族支援事業 1,748千円

・自殺未遂者総合支援事業 12,711千円

・救急病院に勤務する医療従事者に対する自殺対策研修 1,587千円

・県民等に対する啓発・情報提供 1,860千円

・いのち支えるSNS相談窓口10,100千円

・いのち支える電話相談窓口 32,200千円

#### 2 市町村や団体の相談、普及啓発事業に対する支援 80.000千円

# (2) 高齢者福祉と障害者福祉の充実

# <高齢者福祉の充実>

○介護人材確保対策事業【一部新規】(健康福祉指導課)479,893千円(R3 448,970千円)

介護人材の確保・定着を図るため、新規就業や介護職員のキャリア形成に向けた支援、介護職の魅力発信、外国人介護人材の就業促進などに総合的に取り組みます。

「主な事業]

1 介護人材確保対策事業費補助 133,080千円 (R3 144,234千円)

介護の職場への新規就業の促進や潜在有資格者の再就業に向けた支援を行うほか、介護職員のキャリアアップに向けた支援等を行います。

「補助率」市町村3/4、事業者10/10等

2 介護職の理解促進・魅力発信事業【新規】 30,000千円

介護現場等の映像を制作し、イベントでの放映により介護職の魅力を発信するとともに、 学校教材として活用することで児童・生徒や保護者の介護職への理解を促進します。

3 介護の未来案内人事業 9,680千円 (R3 8,000千円)

県内介護施設等に従事する若手介護職員を「介護の未来案内人」として委嘱し、県内 高等学校等への派遣やSNSの活用などを通じて、介護職の魅力を発信します。

4 介護に関する入門的研修委託事業 5,756千円 (R3 5,756千円)

介護人材のすそ野の拡大に向け、介護未経験者を対象とした入門的研修を実施します。 また、研修修了者に対し、職場体験の実施や介護事業所とのマッチングまでの支援を 行います。

5 外国人介護職就業促進事業 218,774千円 (R3 222,279千円)

介護施設への外国人介護福祉士等の就業を促進するため、外国人介護人材支援センター を設置し相談支援等を行うとともに、留学生受入プログラム等を実施します。

- (1) 千葉県外国人介護人材支援センター運営事業 30,602千円 相談窓口の設置、事業者向けの制度説明会やセミナー、留学生と外国人職員の 交流会の開催 等
- (2) 千葉県留学生受入プログラム 102,219千円

留学生と介護福祉士養成施設や介護施設等とのマッチングを行うとともに、留学 前後の日本語学校の学費や、介護福祉士養成施設に在籍する間も含めた、留学期間中 の居住費に対して、県内介護施設が費用負担をした場合の経費の一部を助成します。

[補助基準額] (日本語学校)留学前2万円/月(6か月)、留学後5万円/月(1年) (居住費)3万円/月(3年)

「補助率] 1/2

6 介護現場における働き方改革促進事業【新規】 10,000千円

専門性の高い業務と清掃・配膳等の周辺業務を仕分けし、周辺業務を担う介護助手を 導入するなど、業務改善や多様な人材の適正配置を行う介護事業所を支援します。

### 7 千葉県福祉人材センター事業 63,331千円 (R3 60,144千円)

福祉に関する人材確保業務を行う福祉人材センターを設置し、就職説明会、福祉人材 バンクによる無料職業紹介、職場体験、離職者の再就業支援、アドバイザーによる相談 支援等を行います。

〇老人福祉施設整備事業補助(高齢者福祉課) 1,596,000千円(R3 2,983,400千円)

(債務負担行為 3,689,000千円)

(R3 債務負担行為 737,000千円)

特別養護老人ホーム及び老人短期入所居室の創設等に要する経費に対し助成します。

「実施主体」市町村、社会福祉法人

「補助単価」4,500千円/床(特別養護老人ホーム)、800千円/床(老人短期入所居室)

「整備床数〕910床(特別養護老人ホーム)、60床(老人短期入所居室)

# ○介護基盤整備交付金事業(高齢者福祉課) 2,582,836千円(R3 1,729,429千円)

地域密着型特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等の介護施設の整備に 要する費用について、市町村に対し助成します。

「補助対象」地域密着型特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等

「限 度 額] 地域密着型特別養護老人ホーム 4,500 千円×定員数

小規模多機能型居宅介護事業所 1 施設 33,600 千円 等

[整備床数等] 地域密着型特別養護老人ホーム 116 床

小規模多機能型居宅介護事業所 13 施設 等

#### ○特別養護老人ホーム等の開設準備支援等事業(高齢者福祉課)

1,941,629千円 (R3 1,877,348千円)

特別養護老人ホーム、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等の介護施設が開設前に 行う職員雇用や広報等の準備経費に対し助成します。

「補助対象〕特別養護老人ホーム、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等

「限 度 額]特別養護老人ホーム 839 千円×定員数

定期巡回·随時対応型訪問介護看護事業所 1 施設 14,000 千円 等

[整備床数等]特別養護老人ホーム 1,103 床

定期巡回·随時対応型訪問介護看護事業所 15 施設 等

# 〇介護ロボット導入支援事業(高齢者福祉課)

64,000千円 (R3 64,000千円)

介護事業所における人材確保を図るため、介護従事者の負担を軽減する介護ロボットの導入 を行う事業者に対して助成します。

[補助対象施設] 民間の特別養護老人ホーム等

[補 助 額] 移乗支援・入浴支援 1,000 千円、その他 300 千円 (1機器あたりの上限額) 見守り機器導入に伴う Wi-Fi 整備等 1,500 千円 (1事業所あたりの上限額)

「補助率]1/2

# 〇介護事業所における I C T 導入支援事業(高齢者福祉課)

67,000千円 (R3 63,000千円)

介護事業所における業務の効率化を図るため、介護記録や介護報酬の請求等を一体的に管理できる介護ソフトなど業務の効率化に資するICTの導入に対して助成します。

[補助対象施設] 民間の特別養護老人ホーム等

「補助額」事業所規模に応じて1,000千円~2,600千円(1事業所あたりの上限額)

[補 助 率] 1/2

# 〇サービス付き高齢者向け住宅整備補助事業(住宅課) 270,000千円(R3 270,000千円)

サービス付き高齢者向け住宅について、介護サービス事業所及び医療機関等との連携が 図られているなど、より良質な住宅を整備する場合に、国の補助に加え県単独の上乗せ補助を 行います。

#### 「補助対象」

国の補助金を受けて整備し、介護サービス事業所及び医療機関との連携が図られている住宅 [補 助 率]

(新築) 住宅建設費の1/20 (675千円/戸上限)

(改修) 住宅改修費の1/6 (975千円/戸上限)

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は小規模多機能型居宅介護事業所を併設するものは、新築:1/10(1,350千円/戸上限)、改修:1/3(1,950千円/戸上限)

# 〇認知症対策支援事業(高齢者福祉課)

111,034千円 (R3 110,994千円)

認知症に対する地域でのサポート体制の構築や各種相談等の総合的対策を実施するとともに、 医療・介護の連携による支援体制の構築を図ります。

# [主な事業]

# 1 認知症疾患医療センター運営事業 54,520千円 (R3 54,520千円)

認知症治療の中核病院として、県が指定した「認知症疾患医療センター」において、 鑑別診断や急性期治療、専門的な相談対応に加え、かかりつけ医や地域包括支援センター 等と連携しながら、日常生活を円滑に送るための相談支援等を行います。

「委託先」認知症治療の中核としての機能を持つ病院 10病院

#### 2 認知症相談支援事業 5,998千円 (R3 5,890千円)

ちば認知症相談コールセンターを設置し、認知症の各種相談を実施するとともに、 認知症の人やその家族を支援するための交流会を実施します。

- ・ちば認知症相談コールセンター運営事業 4,998 千円
- ・認知症高齢者をかかえる家族交流事業 1,000 千円

### 3 若年性認知症支援事業 8,304千円 (R3 8,304千円)

若年性認知症の人への就労、福祉サービスや健康・医療に関する支援等を行うため、 コーディネーターを配置するとともに、若年性認知症の人の社会参加の機会を創出する ためのモデル事業を実施します。

- ・若年性認知症支援コーディネーター事業 5,420千円
- ・若年性認知症の人の社会参加活動支援 2,200千円 等

### 4 医療・介護人材育成事業 36,982千円 (R3 37,210千円)

認知症の人と家族を支援する体制を構築するため、医療・介護分野等において認知症に 精通した人材を育成します。

- ・認知症サポート医等養成研修事業 8,998 千円
- 市民後見推進事業22,500 千円 等

#### 5 認知症普及啓発事業 2,978 千円 (R3 2,818 千円)

認知症になっても地域で暮らせるよう、認知症サポーター等の養成や認知症への正しい 理解を促進するための啓発等を行います。

- ・認知症サポーター等養成講座 1,592 千円
- ・チームオレンジちば促進事業 576 千円 等

# <障害者福祉の充実>

# 〇重度心身障害者(児)医療給付改善事業(障害者福祉推進課)

4,500,000千円 (R3 4,500,000千円)

重度心身障害者(児)の医療費の負担を軽減するため、医療費助成を行う市町村に対し補助 を行います。

[対 象 者] 身体障害者手帳 1級、2級、療育手帳 A、Aの1、Aの2、 精神障害者保健福祉手帳1級の保持者

[自己負担] 入院1日・通院1回につき300円

[負担割合] 県 1/2、市町村 1/2

# ○障害者就業・生活支援センター事業(障害福祉事業課、産業人材課)

151,436千円 (R3 150,669千円)

障害者の自立を促進するため、障害者に身近な地域で生活面と就業面等で一体的に支援を 行う「障害者就業・生活支援センター」を設置・運営します。

[設置数] 16ヶ所

#### [事業内容]

- ・生活習慣の形成など日常生活の自己管理・地域生活・生活設計に関する助言等
- ・就職活動・職場定着等に向けた支援、企業に対する雇用管理上の助言等

### 〇障害者の工賃アップのための事業(障害福祉事業課) 35,398 千円(R3 35,398 千円)

県内の就労支援事業所等における工賃水準の向上を図るため、商品の販路拡大や新商品開発 等に取り組む事業所を支援します。

#### 「事業内容〕

- ・販路や受注を拡大するための合同販売会の開催
- ・障害者就労施設等の効率的な運営のための研修、相談
- ・農福連携による障害者の就農促進に向けた技術指導、現場実習 等

# ○障害者グループホーム等に対する支援(障害福祉事業課)

617. 195千円 (R3 543, 220千円)

障害者の地域移行の受け皿となるグループホーム等を支援するため、運営費や家賃などを 補助するほか、支援ワーカーによる相談支援を行います。

#### [事業内容]

1 運営費補助 278,905千円 (R3 252,930千円)

[対象経費] ホームの運営に要する人件費、運営費等の経費 「補 助 率] 県1/2、市町村1/2

2 家賃補助等 278,000千円 (R3 230,000千円)

[対象者] ホームを利用する者のうち、特に収入の少ない者 「補助率] 県1/4、市町村1/4

3 相談支援等 60,290千円 (R3 60,290千円)

県内13障害保健福祉圏域に支援ワーカーを配置

# 〇発達障害者支援センター運営事業 (障害福祉事業課) 63,000千円 (R3 60,400千円)

地域での発達障害者支援機能の強化を図るため、発達障害のある方に対する支援を総合的に 行う「発達障害者支援センター」に、地域支援マネージャーを配置し、医療機関等との連携や 事業所などへの個別支援等を行います。

また、行動障害者に対する支援の質の向上を図るため、県が実施している研修を修了した者 を行動障害者支援サポーターとして県内施設等へ派遣し、支援に係る助言・指導等を行います。 「事業内容」

- 1 発達障害者支援センター運営業務委託 50,000千円 (R3 48,400千円)
- 2 発達障害者支援体制等整備事業 13,000千円 (R3 12,000千円)
  - ・医療機関等との連携及び事業所支援等 11,240千円
  - ・行動障害者支援サポーター派遣事業 1,760千円

# 〇千葉リハビリテーションセンター再整備事業(障害福祉事業課)

598,854千円 (R3 275,438千円)

開設から40年経過し、施設・設備が老朽化しているほか、居室や訓練室等のスペースが 不足しているため、県民ニーズに対応できるよう、建替えに向けた実施設計等を行います。

#### [事業内容]

1 実施設計業務委託 565,000千円

2 開院運用調整支援業務委託 30,000千円

3 計画通知等の手数料等 3,054千円

4 樹木現況調査費 800 千円

# 〇医療的ケア児等に対する支援の充実【一部新規】(障害福祉事業課・子育て支援課) 80.754千円(R3 34.120千円)

医療的ケア児等及びその家族への支援体制を構築するため、新たに医療的ケア児等支援 センターを設置するとともに、医療的ケア児等の地域での受入れが広がるよう、安心して利用 できる場を確保するために必要な人材の育成等を実施します。

また、保育所等において医療的ケア児の受入れを促進するため、市町村が看護師等を配置した場合の経費の一部を助成します。

#### 「事業内容]

1 医療的ケア児等総合支援事業【新規】 15,000千円

・医療的ケア児等支援センター運営業務委託

12,500千円

・医療的ケア児等に対応する看護人材確保のための研修等

1,900千円

・千葉県医療的ケア児等支援地域協議会の運営

600千円

2 医療的ケア児保育支援事業

65, 754千円 (R3 34, 120千円)

### [参考:令和3年度2月補正予算案計上事業]

# 〇医療的ケア児等支援センター開設支援事業 【新規】(障害福祉事業課)

2,000千円

医療的ケア児等を適切な支援に繋げる体制を速やかに構築するため、医療的ケア児等支援 センターの開設にあたり必要となる備品購入等に係る費用を助成します。

# ○袖ケ浦福祉センター利用者受入等支援事業(障害福祉事業課)

142,346千円 (R3 185,525千円)

令和4年度末までに、センター利用者の民間施設への移行を進めるため、受入先となる民間 施設の整備等に対する支援を行います。

#### 「事業内容]

- ・グループホーム整備 9,200千円 (R3 79,040千円)
- ・既存施設の改修費 27,510千円 (R3 20,685千円)
- ・運営費補助 105,636 千円 (R3 85,800 千円)

# ○重度の強度行動障害のある方への支援体制整備事業(障害福祉事業課)

102,817 千円 (R3 94,916 千円)

センター利用者の民間施設への移行を進めるにあたり、利用者の意思を最大限汲み取ることができるよう、専門的な知識を有するアドバイザーを配置します。また、県内の重度の強度行動障害のある方が本人の意向に沿った生活の場を確保できるよう、引き続き暮らしの場支援会議を通して、県全体で重度の強度行動障害のある方を支援します。

#### 「事業内容〕

- 1 袖ケ浦福祉センター利用者意思決定支援事業 3,864 千円 (R3 3,864 千円)
  - ・アドバイザーの設置による利用者の意思汲み取りや移行先の選定補助
- 2 「暮らしの場支援会議」の設置 2,662 千円 (R3 2,662 千円)
- 3 重度の強度行動障害のある方の受入等支援事業 96,291 千円 (R3 88,390 千円)
  - ・グループホーム整備 10,940千円 (R3 10,940千円)
  - ・既存施設の改修費 65,625千円 (R3 65,625千円)
  - ・運営費補助 19,726千円 (R3 11,825千円)

# 〇盲ろう者支援事業【一部新規】(障害者福祉推進課) 6,445千円 (R3 3,169千円)

日常生活を送る上で様々な困難を抱える盲ろう者に対し、自立した生活を実現するためのコミュニケーション訓練や調理訓練等の生活訓練を実施するとともに、新たに相談支援窓口を設置し、日常生活や福祉制度等に関する相談に対応します。

#### 「事業内容〕

- 1 生活訓練事業 3,897千円 (R3 3,169千円)
- 2 相談支援事業【新規】2,548千円

# [参考:令和3年度2月補正予算案計上事業]

### 〇障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業 (障害福祉事業課)

12.000千円

障害者支援施設等における労働環境の改善や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を 推進するため、介護業務の負担を軽減する介護ロボットの導入を行う事業者に対して助成 します。

## [参考:令和3年度2月補正予算案計上事業]

### ○障害福祉分野におけるICT導入支援事業(障害福祉事業課)

15,240千円

障害者支援施設等における生産性向上や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、ICT導入を行う事業者に対して助成します。

# ○介護、看護などの現場で働く方々の収入の引上げ【新規】

### (高齢者福祉課、障害福祉事業課、医療整備課、児童家庭課) 7,720,000千円

令和4年10月以降に予定されている介護・障害福祉職員や看護職員等の収入の引上げを 前倒しで実施するために、2月から9月までの賃金引上げに相当する額を補助します。

「負担割合] 国10/10

「事業内容〕

### 1 介護事業所の介護職員の処遇改善 4,310,000千円

「対象職員」処遇改善に取り組んでいる介護事業所の介護職員

「補助金額」1人当たり月額平均9,000円の賃金引上げに相当する額

[対象期間] 令和4年2月~9月

#### 2 障害福祉サービス事業所等の福祉・介護職員の処遇改善2,120,000千円

[対象職員] 処遇改善に取り組んでいる障害福祉サービス事業所等の福祉・介護職員

「補助金額」1人当たり月額平均9,000円の賃金引上げに相当する額

「対象期間」令和4年2月~9月

# 3 医療機関の看護職員の処遇改善1,210,000千円

「対象職員」救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200件/年以上の医療機関及び三次 救急を担う医療機関の看護職員

[補助金額] 1人当たり月額平均4,000円の賃金引上げに相当する額

「対象期間」令和4年2月~9月

# 4 児童養護施設等の職員の処遇改善80,000千円

「対象職員〕賃金引上げを行う児童養護施設等の職員

「補助金額」1人当たり月額平均9,000円の賃金引上げに相当する額等

[対象期間]令和4年4月~9月(※2~3月分は2月補正予算計上)

#### 《社会保障費》

### 〇社会保障費

332, 984, 400千円 (R3 322, 391, 119千円)

1 補助事業 315,750,229千円 (R3 305,330,294千円)

「主な事業]

生活保護事業(健康福祉指導課)

5,610,000千円 (R3 5,610,000千円)

生活保護法に基づき、生活困窮者の保護に要する費用を負担します。

1 郡分扶助費 3,810,000千円 (R3 3,810,000千円)

町村に居住する被保護者に係る生活保護支弁額を負担します。

[負担割合] 国3/4、県1/4

2 市分負担金 1,800,000千円 (R3 1,800,000千円)

市が支弁した居住地の明らかでない被保護者に係る保護費用を負担します。

[負担割合] 国3/4 (市に直接交付)、県1/4

• 難病医療費助成事業 (疾病対策課) 7,100,000千円 (R3 6,900,000千円)

原因不明の難病のうち国が定めた疾病について医療費を負担します。

「負担割合] 国 1/2、県 1/2

「対象疾病〕338疾病

児童手当支給事業(子育て支援課)

13, 100, 000千円 (R3 13, 440, 000千円)

中学校修了前までの児童を養育している方に児童手当を支給します。

[支給額] 3歳未満 月額15,000円

3歳以上 第1子、第2子 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円

中学生 月額10,000円

所得制限家庭(年収960万円程度) 月額5,000円

「負担割合] 国2/3、県1/6、市町村1/6 等

・保育所等への運営費の給付(子育て支援課) 23,690,000千円(R3 22,939,000千円) 認定こども園・保育所等の運営費に対して市町村が支弁する給付費の一部を負担 します。

[対 象] 私立の認定こども園、保育所等「負担割合] 国1/2 (直接)、県1/4、市町村1/4

・小規模保育等への運営費の給付(子育て支援課) 3,375,000千円(R3 3,288,000千円) 地域の特性に応じた保育機能を確保するため、小規模保育事業、家庭的保育事業及び 事業所内保育事業の運営費に対して市町村が支弁する給付費の一部を負担します。

[対 象] 小規模保育、家庭的保育及び事業所内保育を行う事業者 [負担割合] 国(直接) 1/2、県1/4、市町村1/4

・多様なニーズに対応した子育て支援(子育て支援課)

2.686,000千円 (R3 2.749,000千円)

保育施設等において、病児保育、延長保育、一時預かりを実施するなど、多様な子育でニーズに対応した事業に対し助成します。

[負担割合] 国1/3(直接)、県1/3、市町村1/3

- ・障害者自立支援給付費負担金(障害福祉事業課) 26,471,000千円(R3 24,610,000千円)
  障害者総合支援法に基づき、介護給付・訓練等給付等に要した経費を負担します。
  「負担割合]国1/2、県1/4、市町村1/4
- 自立支援医療事業(児童家庭課、障害者福祉推進課、障害福祉事業課)

10,370,000千円 (R3 10,352,000千円)

障害者総合支援法に基づき障害児者に対する公費負担医療に要した経費を負担します。

・障害児通所給付費負担金(障害福祉事業課) 7,300,000 千円(R3 6,300,000 千円)
 児童福祉法に基づき市町村が実施する障害児通所給付の支給に要した経費を負担します。
 [負担割合] 国1/2、県1/4、市町村1/4

・障害児施設措置費・障害児施設給付費負担金(障害福祉事業課)

1,912,000千円 (R3 1,912,000千円)

児童福祉法に基づき、障害児施設に入所した児童の保護、訓練等に要する経費を負担します。

「負担割合] 国1/2、県1/2

・後期高齢者医療給付費負担金(保険指導課) 55,603,000千円(R3 51,919,000千円) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者の医療等に要した費用を負担 します。

「負担割合」国4/12、県1/12、市町村1/12、千葉県後期高齢者医療広域連合6/12

・介護給付費負担金(高齢者福祉課)
 67,100,000千円(R3 64,900,000千円)
 介護保険法に基づき、介護給付及び予防給付に要した費用を負担します。
 [負担割合](施設等給付費)国20%、県17.5%、市町村12.5%、保険料50%

(居宅給付費) 国25%、県12.5%、市町村12.5%、保険料50%

• 地域支援事業交付金(高齢者福祉課) 3,787,000千円(R3 3,820,000千円)

介護保険法に基づき、介護が必要な状態になることを予防する事業等に要する費用を 交付します。

「負担割合〕

・介護予防・日常生活支援総合事業 国25%、県12.5%、市町村12.5%、保険料50%

• 包括的支援事業 国38.5%、県19.25%、市町村19.25%、保険料23%

・任意事業 国38.5%、県19.25%、市町村19.25%、保険料23%

- ・特別会計国民健康保険事業繰出金(保険指導課) 33,732,000千円(R3 32,283,000千円) 国民健康保険法に基づき、県と市町村で行う国民健康保険の財政の安定化を図るため、 保険事業運営に必要な金額を一般会計から特別会計へ繰出します。
- ・国保経営安定化対策事業(保険指導課) 14,389,000千円(R3 14,327,000千円) 国民健康保険法に基づき、保険料(税)の軽減や保険財政基盤の強化に要した費用を 負担します。

### 2 県単独事業 17,234,171千円 (R3 17,060,825千円)

### [主な事業]

• 重度心身障害者(児)医療給付改善事業[再掲](障害者福祉推進課)

4,500,000千円 (R3 4,500,000千円)

重度心身障害者(児)の医療費の負担を軽減するため、医療費助成を行う市町村に対し補助を行います。

[対 象 者] 身体障害者手帳 1 級、2 級、療育手帳 A、Aの1、Aの2、 精神障害者保健福祉手帳1級の保持者

「自己負担〕入院1日・通院1回につき300円

[負担割合] 県 1/2、市町村 1/2

・子ども医療費助成事業(児童家庭課)

6,700,000 千円(R3 6,700,000 千円)

子どもの保健対策の充実を図るとともに保護者の経済的負担を軽減するため、子ども の医療受診に要する費用を助成します。

[実施主体] 市町村

[負担割合] 県1/2、市町村1/2 (千葉市のみ県1/4、市3/4)

[助成対象] 入院 中学校3年生まで 通院 小学校3年生まで

[自己負担] 入院1日、通院1回につき300円

「支給方法」現物給付

ひとり親家庭等医療費助成事業(児童家庭課)837,000千円(R3 564,000千円)

ひとり親家庭等の医療費の負担を軽減するため、医療費助成を行う市町村に対し補助 を行います。

[対象者]ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童等

「自己負担〕入院1日・通院1回につき300円、調剤無料

[負担割合] 県 1/2、市町村 1/2